

令和7年8月8日

担当課	循環型社会推進課	備前県民局地域政策部 環境課
担当者	藤本、上原	楠奥、野崎
内線番号	3090、3097	6200-240、241
直通番号	086-226-7308	086-233-9805

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を実施しました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、岡山県備前県民局において産業廃棄物処理業者に対する行政処分を次のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

(1) 住 所 岡山県加賀郡吉備中央町上竹字ヨコヒラシリ 5682 番地 1

(2) 名 称 岡山北エバーグリーン株式会社 代表取締役 しばもと 柴本 ゆういち 雄一

2 処分内容

産業廃棄物処分業の許可の取消し

産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し

3 処分年月日

令和7年8月7日

4 処分理由

令和7年2月10日から同年3月7日までの間、本県職員が、法第19条第1項の規定により、被処分者の安定型産業廃棄物最終処分場（許可番号第1-(14-ロ)-5号）に立入検査を行い、同年3月7日、被処分者が浸透水（処分場内の廃棄物層を通過した水）の排出の方法（排出口の位置及び排出先）を変更していることを確認した。

このことは、法第15条の2の6第1項に違反（産業廃棄物処理施設の無許可変更）しており、法第14条の3の2第1項第5号の産業廃棄物処理業の許可の取消事由及び法第15条の3第1項第2号の産業廃棄物処理施設の許可の取消事由に該当するに至ったため。

